

総務委員会会議録

日時 平成20年7月4日(金) 開会時間 午前10時07分
閉会時間 午後2時37分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 浅川 力三
副委員長 中込 博文
委員 前島 茂松 渡辺 巨人 高野 剛 望月 清賢
石井 脩徳 金丸 直道 進藤 純世 土橋 亨

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員 吉・ 信一 警察本部長 宮城 直樹
総務室長 戸島 公男 警務部長 三木 邦彦 生活安全部長 皆川 孝
刑事部長 深沢 正和 交通部長 望月 政明 警備部長 三枝 昇
首席監察官 日原 清貴 会計課長 宮崎 清
警務部参事官 保坂 廣文 生活安全部参事官 門西 和雄
交通部参事官 深澤 俊樹 警備部参事官 青木 雄二
教養課長 千頭和 菊夫 監察課長 佐藤 元治 厚生課長 小幡 菊次
情報管理課長 金丸 文夫 地域課長 小野 和夫 少年課長 古屋 一栄
捜査第一課長 五味 政樹 捜査第二課長 仲村 健二
組織犯罪対策課長 中澤 明彦 交通指導課長 有泉 辰二美
交通規制課長 渡辺 茂 運転免許課長 佐野 俊夫
警備第二課長 永田 賢一 警察学校長 鈴木 正明

知事政策局長 小松 重仁 知事補佐官 中村 康則
企画部長 輿石 和正 県民室長 小林 勝己
知事政策局次長 後藤 雅夫 知事政策局次長 平出 亘
政策参事 藤江 昭 政策参事 山本 正彦 政策参事 清水 享子
広聴広報課長 田中 宏 行政改革推進課長 都築 敏雄
理事 中澤 正徳 理事 笠井 一
企画部次長 古屋 博敏 企画部次長(企画課長事務取扱) 安藤 輝雄
企画部次長(リニア交通課長事務取扱) 小林 明 県民室次長 三枝 博
企画部参事 清水 徹 世界遺産推進課長 吉澤 公博
北富士演習場対策課長 小林 隆一 情報政策課長 原間 敏彦
情報産業振興室長 小田切 一正 統計調査課長 芦沢 一
県民生活課長 相沢 享 食の安全・食育推進室長 小沢 和茂
生涯学習文化課長 八木 正敏 青少年課長 岩間 康
男女共同参画課長 河野 義彦

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 中澤 正史
人事委員会委員長 小澤 義彦 代表監査委員 横森 良照
選挙管理委員会委員長 新海 治夫
防災危機管理監 花形 俊雄 理事 芦澤 喜博 次長 深沢 博昭

次長（人事課長事務取扱） 芦沢 幸彦 職員厚生課長 中澤 卓夫
 財政課長 福富 茂 税務課長 渡辺 祐一 管財課長 矢島 孝雄
 私学文書課長 高木 昭 市町村課長 久保田 克己 消防防災課長 窪田 春樹
 出納局次長（会計課長事務取扱） 窪田 守忠 管理課長 樋口 雅行
 工事検査課長 山田 佳男
 人事委員会事務局次長 中川 洋 人事委員会事務局次長 横森 公夫
 監査委員事務局次長 桜井 宗 監査委員事務局次長 宇野 哲夫
 議会事務局次長 山本 正文

- 議題 第70号 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例等中改正の件
 第72号 山梨県恩給条例中改正の件
 第76号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件
 第77号 山梨県県税条例中改正の件
 第79号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第三条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの
 承第1号 山梨県県税条例中改正の件
 承第2号 山梨県県税条例中改正の件
 承第3号 山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例中改正の件
 請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて
 請願第20-5号 山梨県議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例（第四条）の改正を求めることについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決・承認すべきものと決定した。
 また、請願第19-10号及び第20-5号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時7分から午前10時59分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午前11時18分から午後12時03分まで知事政策局・企画部関係（その間、午後12時03分から午後1時33分まで休憩をはさんだ）、午後1時33分から午後2時37分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

第76号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(身体障害者に対する駐車禁止除外について)

- 石井委員 山梨県の身障者運転者会から熱意あるお話があり、これは福祉保健とも関係があるわけですが、身障者の駐車除外措置について数点お伺いします。
- まず、歩行困難な障害者が利用する車の駐車禁止の除外措置です。除外対象者などを定めた公安委員会の規定が改正されて10カ月たつわけですが、改正で新たに視聴覚障害者に対する障害範囲が広がられた一方では、一部の身障者を対象外としたため、批判等も多く聞いています。そういった点でまず現状と見直しの状況についてお伺いします。
- 渡辺交通規制課長 昨年9月1日に施行した山梨県道路交通法施行細則によって、駐車禁止の除外対象である身体障害者等で、歩行困難な方が使用中の車両に関する見直しを行ったわけですが、これに関してどのような状況であるかというご質問だと思いますので、そのことについて答弁させていただきます。
- 施行後、いろいろな方々からご意見をいただいています。現在は、関係する方、団体の方から頻繁に、継続的にお話を伺っている段階です。お話をお聞きしたときに、非常にさまざまな事情が個々にあることは十分承知しています。
- 石井委員 見直しの声が多いようですが、どんな声が出ているのかお聞きします。
- 渡辺交通規制課長 見直しについては、身体障害者で歩行困難な方の基準、特に下肢障害の方の基準が従来の基準から若干厳しくなった経過がありましたので、その方々について意見を伺っている状況です。
- 石井委員 下肢障害の方々が特に厳しくなったということで苦情が出ていると思いますが、どのように受けとめているか。また、今後、どのように対応していくか伺います。
- 渡辺交通規制課長 先ほどお話ししたとおり、引き続きいろいろな方からお話を伺っており、その際、私どもからも説明していますが、この見直しにより、除外対象ではない方々、除外を受けていたのに受けられなくなった方が出てきましたが、運用、また制度の活用などにより、できる限りそうした声にこたえていきたいと思っていますし、今後は身体障害者の方々の利益に重点を置きながら、交通安全全体について配慮しながら検討していきたいと考えています。
- 石井委員 身障者の駐車除外措置については、昨年の9月に県会議においても請願が採択されたところです。駐車規制及び駐車許可制度の運用にかかわる件について、警察庁通達の見直しを求める意見書を厚生労働大臣と、また警察庁長官に提出しました。また、他県においても運用の見直しを求める署名活動等が展開されていると聞いていますが、規制を弾力的に運用している県もあるという話を聞いていますので、他県の状況等についてはどのように承知しているか。また、本県も基準を弾力的に運用すべきと考えますが、どういうお考えでいらっしゃるか伺います。
- 渡辺交通規制課長 全国的に見ると各県ごとに制定されている道路交通施行細則で弾力的な

運用をしている県があるのではないかと、本県でも同様にできないのかとお尋ねだと思います。それについては、一部、本県と違う基準で改正されている県があることは承知しています。今回本県の施行細則を改正した折に、除外標章を本人交付にして、下肢障害以外に上肢障害、聴覚障害など、新たに除外になる対象を拡大しました。そうした点については評価していただいている意見もある一方、除外を受けられなくなった方がおりますので、この点で意見、要望があることは承知しています。

弾力的な運用はどうかということですが、駐車禁止の除外指定標章は、許可を受けた県だけでなくほかの県でもその標章を持っていれば措置を受けられるということですから、本県だけで適用した場合、隣接県との基準がまちまちになり非常に不公平感が生まれるのではないかと考えます。ただ、いろいろな県がありますので、今後、引き続いて関係する方々、団体からお話を伺いながら、生活圏の重なる隣接県などの動向も視野に入れて検討していきたいと考えています。

石井委員

先月以来、身障者運転者会から議会へたびたび足を運んでもらい、基準の見直し等について熱い思いを受けたわけです。問題なのは対象範囲が縮小された下肢不自由な方々だと思いますが、歩行の困難な方に最も重要な下肢障害のある人の一部を対象外としたことが具体的な根拠を示すものではないかと思っています。障害の程度が同じような場合でも、更新をされる際、県内においても格差があるという見方をしており、大変不安を感じているということです。そういった中で、現場において更新の際に相談など、適切な対応をされているとは思いますが、やや不満の声が聞かれたということと、公認されない理由としてその根拠が明確に示されなかったように思っていますが、その理解がされなかったようにも感じています。

それから、警察署の担当者による対応の違いがあり、不公平が生じているのではないかという受けとめ方をされているように感じました。それらについてはおそらくないとは思いますが、対応の仕方についてお尋ねします。

渡辺交通規制課長

警察署において更新の手続がなされるときに適切な対応をしているのか、明確に説明をして、また不公平な取り扱いがないかというお尋ねだと思いますが、それにつきましては私ども、適切な対応に努めており、その扱いについて格差が生じることはないと思いますが、しっかり指示していきたいと考えています。

改正の要点については、各警察署に資料、マニュアル等を配付して、また巡回教養などを行っていますので適切に対応させているつもりです。更新の手続は署でもできますが、最終的に公安委員会の審査が必要ということですので、すべての書類について交通規制課に送られてきます。当課で最終的な判断をしていますので格差が生じることはないと思いますが、しっかりとやっていきたいと考えています。

石井委員

お互いに受けとめ方が違うことだとは思いますが、今後ともよろしくお願いします。

もう1点、本県は交通機関が非常に少ないということで、下肢障害者にとって車は生活圏を広げる大切な手足、また手段だと思います。そういった点で制度の見直しが障害者の行動を制限し、また自立を妨げることにつながるのであれば本末転倒だと思いますが、基準について再見直しはなかなか難しいかどうかお尋ねします。

渡辺交通規制課長 本県で基準の再見直しができないかというご質問だと思いますが、最初にお話しさせていただいたとおり、現時点は関係する方々、団体の方々から継続的にお話を伺っている段階です。昨年9月にこの改正をしましたが、3年間の経過措置をとっていますので、平成22年の8月31日までは現在受けている方は引き続き除外措置が受けられ、更新もできる状況になっていますが、今後とも引き続きお話を伺いながら、いろいろな身体障害者の方の利益に重きを置き、交通安全全般に配慮して、また生活圏の重なる隣接県等の動向なども視野に入れながら検討していきたいと考えています。

石井委員 私どもはどの星の下に生まれるかわかりませんが、生を受けた以上、生ある者はやはりこの社会で生きていかなければなりません。そういう中で、お互いに理解し合い、助け合っていくことが豊かさを求める安全で安心な社会づくりであると思うわけです。我々もいろいろ交通に支障が出ることもわかりますが、身体に障害を持つ方々とお互いに力を合わせて、1日でも早く、障害者も豊かさを感じられるような社会をつくっていききたいという思いで今日は質問させていただきました。今後ともご理解をいただいで素晴らしい社会をつくっていけたらと思っています。

金丸委員 駐車禁止除外措置については全国でその標章が使えるため、他県との関連も考慮しなければならないという話があったと思いますが、県内だけで使えるという県もあるとお聞きしていますので、その辺はどうかということと、22年の8月31日までの猶予期間があるわけですが、山梨県では県内だけのそういうものを検討できるかどうかお聞きします。

渡辺交通規制課長 ご質問の趣旨は、県内だけで使用できる駐車禁止除外指定標章交付基準ができないかということ、また見直しができないかというお話だと思いますが、先ほど石井先生にもお話ししましたが、駐車禁止除外措置は全国で使用できることになっています。本県だけで適用できる基準とした場合、隣接県との関係があり、非常に不公平感が生じるのではないかという感じがします。昨年、本県で見直しをしたときに、そういったどこでも使えるものでありますから、本県の交通環境を考えました。道路網の発達によって車を利用して関東一円を移動することが想定できます。そこで、関東地方の中でも、とりわけ生活圏が重なります長野、静岡と調整を図りながら慎重に検討しました。結果的に、本県を取り囲む東京都を含めた関東10県、長野、静岡はもちろんのこと、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟は、本県と同一の基準で実施している状況ですので、その点をご理解いただきたいと思います。

生活圏というものがあり、買い物や仕事などで、県境を接している地域では他県が自分の生活圏内となる場合もありますので、一概に本県だけで通用できる規定にはしなかったわけです。そういった他県との動向も視野に入れながら、今後も検討していきたいと考えています。

金丸委員 今、他県にそういう事例があるかどうかをお尋ねしたのですが、その辺はどうですか。

渡辺交通規制課長 全国では二、三あるということは承知しています。

金丸委員 今、隣接県との整合性というお話があったと思いますが、平成22年8月

31日までの猶予期間、経過措置があるということで悠長に構え、22年の8月31日まででいいという考え方も一つはあると思います。もう一方では、障害を持っている人たちからすると、そういうことがどうなるのかという不安を毎日、抱えるわけですから、できるだけ速やかにと私は思います。これは想像ですが、山梨でもこういう議論があったり、他県でも既にかなり議論して見直したところもあると聞いています。今、おっしゃられた関東管区内といいたいでしょうか、この中でも、多分という言い方で失礼ですが、こうした公安委員会などにおける議論があるのではないかとと思われるということです。そういう想像のもとで物を言っただけではいけません、そうなりますと、そうした交通規制課長会議とか、本部長会議の中ではこのレベルの話をするかどうか分かりませんが、そういうところで、山梨においてもそういう話があったという議論をしていただいて、できるだけ方向性を見直しをされるということであれば、22年などと言わずに早目にしてもらいたと思います、いかがでしょうか。

渡辺交通規制課長 22年というのは経過措置で22年までありますというお話をさせていただいたわけですが、私どもとしても、今は引き続き関係する方、団体の方々とお話をさせていただいて、意見を伺っている段階で、そういった方々の利益に重点を置いて、全体に配慮しながら検討している状況ですので、ご理解いただきたいと思っております。

金丸委員 石井委員からもお話があったわけですが、従来、交付されていた人で今回の施行細則の改正によってだめになった方には、手が悪かったり、足が悪かったりという複合の人たちが対象外になっているケースが多いと言われております。障害の手帳で除外が受けられる人たちと同程度のような人たちが受けられない不合理が出ているという話を聞いています。これは福祉保健部との整合性という話もあるようですが、やはり個別に福祉保健部に行ってそういう書類をもらうといっても手帳以上のものは出ないということです。それは話をする中でしんしゃくをいただいで、同程度だということであれば、そういう人たちについては特別例外的に認めてもらうことも、私はやはり石井委員が言われたように人間社会でありますので、しゃくし定規だけで物を決めずをお願いしたいと思っております、いかがでしょうか。

渡辺交通規制課長 除外指定の審査を行うときに、複数の障害をお持ちの方については複合的に判断していただけないかということだと思っておりますが、個々の障害の部位について、個別に審査して判断しているのが原則です。ただ、複数の障害をお持ちの方については私どもだけで判断することはできませんので、従前から、障害手帳の発行元である山梨県障害者相談所に照会しています。そちらの結果を待って、歩行困難と認められた場合には除外対象とするという判断をしていますので、今後も引き続き、そういった方法で審査していきたいと思っております。

金丸委員 今回から標章については今までは車に駐車許可、除外の標章を出していたのが、今度は個人に出すことになったということですね。そうなりますと、違法駐車などの不正な扱いはなくなるような気がします。今までは車だから、その車に乗っていけば健常の人でもそこに置いて知らん顔をしていることができたわけです。この改正に当たっては、もちろん交通渋滞とか、交通事故とか、不法取得という問題があって改正されたと思っておりますが、個人の標章

になれば流用などが少なくなると思っていますので、見解をお聞かせください。

渡辺交通規制課長 確かに改正前は標章を健常者が使って駐車違反などに悪用した例があったようです。そこで、今回は標章については本人交付にさせていただきましたので、これからはそういったことは起きないのではないかという気がします。

金丸委員 石井委員と重複して失礼ですけれども、県議会もこの請願を全会一致で採択しました。市町村議会においてもこうした請願があって採択して、関係機関に意見書を提出している状況だと思います。山梨県の警察本部長に出せばよかったのですが、あれは警察庁長官に出していく、厚生労働大臣に出していくということでした。しかし、そうはいつでも警察庁長官に出したということは、本部長にも、山梨県警にもこの重みはご理解いただいていると思います。

ここはぜひ、議会の議決だということをしっかり受けとめていただいて、隣接県との関係もありますが、今後、見直しをぜひ進めていただいて、障害者が自分の行動の自由を奪われたり、不自由を来すことのないように措置をいただきたいと申し上げて終わります。

(安全・安心なまちづくりへの取り組み)

中込委員 日ごろ警察の皆さんには地域の安全、安心のためにほんとうにご活躍いただいて心より感謝しています。私は南アルプス出身ですが最近、サクランボの盗難や空き巣等の事件がありますので、近年の犯罪の対策についてお伺いしたいと思っています。

まず、平成15年度に犯罪に強い地域社会をつくるという閣議決定がされたと思っていますが、それ以降の県の犯罪情勢等についてお聞きします。

門西生活安全部参事官

県内の治安情勢の推移についてお答えします。

初めに、冒頭、お話がありましたサクランボ盗難被害情勢ですが、南アルプス市では一昨年、2件発生、昨年は被害がありませんでしたが、今年は5件発生しています。農家が丹精込めて育てた農作物を守るため、警察犬による防犯パトロール等を強化するなど盗難防止に努めています。

本県の刑法犯認知件数は、平成14年に戦後最高の1万5,245件を記録しました。同年12月に街頭犯罪等抑止総合対策本部を設置し、組織の総力を挙げて犯罪抑止対策に取り組んだ結果、平成15年から5年連続して減少し、昨年は8,435件とほぼ半減しています。また、本年5月末現在は3,031件で、昨年同期に比較いたしますと、マイナス384件、率にしてマイナス11.2%と減少傾向を維持しています。

中込委員 平成15年度以降は施策や警察の皆さんのご尽力によって半減したということではほんとうに素晴らしいことだと感謝していますが、こんなに減少した具体的な施策はどんなものかお聞かせください。

門西生活安全部参事官

犯罪抑止対策の推進状況についてですが、地域住民の自主防犯意識の高揚と自主防犯ボランティア団体の結成促進、自治体における取り組みの強化が

挙げられます。

自主防犯ボランティアについては、平成15年に2団体64名だったものが、昨年12月末では234団体2万4,957名を数え、ボランティア団体の増加が働いています。

次に、自治体の取り組みについては、山梨県をはじめ26市町村が生活安全条例を制定し、また20市町村において青色防犯パトロールカー49台を導入するなど、自治体における主体的な取り組みや、自主防犯ボランティア団体等への活動の支援が図られています。

このような中、警察としては、自治体や関係機関、団体との連携、自主防犯ボランティア団体の結成の促進、支援を図るほか、警察官の街頭活動の強化、犯罪情報の発信など、各種対策に取り組んできました。今後も自治体、自主防犯ボランティア団体等と一層の連携を図りながら、安全を実感できる山梨の実現に努力していきたいと考えています。

中込委員

今のご答弁はほんとうに地域と一緒に推進したということで、私もほんとうに、これから多様化する犯罪の中では我々、地域の者も警察を理解し、協力していく、その一体化が大切かなと思っています。

もう1点ですが、先日、大きな話題になりました秋葉原の事件をはじめ、最近インターネットを使っただけの犯罪を素人ながらに感じます。最近の犯罪の傾向として新しい傾向ができていのかと素人目で見ますが、この方面に対する県警の取り組みについてご説明ください。

門西生活安全部参事官

秋葉原において発生した殺傷事件について被疑者が携帯電話専用のネット掲示板に犯行予告を書き込みしたということで、インターネットの関係の犯罪ですが、まず秋葉原事件については、県警では秋葉原事件を踏まえて、この種事案の未然防止、被害の拡大防止など市民の安全確保を優先とし、南アルプス、南部、南甲府、最近では鵜沢など、県下各署において、ナイフを所持した事案を想定した実践的な訓練を実施しています。また、最近のインターネット利用にかかわる犯罪等としては、携帯電話掲示板サイトへの秋葉原事件のような犯行予告や脅迫などの書き込みや、児童生徒が被害者や当事者となるような出会い系サイトに端を発した児童に対する淫行事犯、児童ポルノ・児童買春事犯の増加が認められます。これらに対して、警察としてはサイバーパトロールの強化を図り、積極的な取り組みを行うほか、インターネット空間に潜む危険性について情報セキュリティー教室の開催など、あらゆる機会を通じて啓発に努めるとともに、山梨県インターネットプロバイダ連絡協議会など、関係機関、団体との連携強化を図っていきます。

中込委員

世の中の進展に伴っていろいろな形の犯罪が出てくると思います。それは専門分野である警察の皆さんに、ぜひ今のような施策の中で積極的に取り組んでいただきたいと思います。ただ、我々、高齢になってくるとインターネット等については全然精通していない人もいますから、先ほどのご答弁でもありましたが、地域のみならず一緒にやっていくことが多分、犯罪の減少につながっていくだろうと思っています。我々としても、やはり警察官、私も前、自衛官でありまして、現場のつらさ、大変さはよく理解できますが、その辺のことも地域の者を理解し、相互に理解して協力し合うという形でいくべきかと考えております。今後ともそういう新しい形の犯罪行為に対する皆さんのご努力、また地域に対しても、我々も含めてですが、一緒に協力して

いく体制をつくれたらと思っていますが、今後ともよろしく願いして質問を終わります。

進藤委員

チャレンジミッションへも出ていますが、安全・安心なまちづくりについてお願いします。

最近、夕方になると高齢者の方々が道へ出てきて子供さんたちの通学の安全安心を守ってくださっている風景をよく見ます。私の住んでいる地域でも毎日、下校時間になると町内に、子供たちがただいまから下校いたします、地域の方々はどうぞ温かい目で子供さんたちを見守ってくださいという放送があります。おうちの中にいる方も、ああ、子供たちが帰るんだなと思って、みんな道へ出てきたり、ボランティアさんたちが学校へお迎えにやってきます。そして、見ますと、前のほうへ大人がついたり、一番後ろへもついたりして、おじいさんやおばあさんたちが付き添って下校している姿を見ますが、そういうボランティアのグループは県内には何グループぐらいありますか。

門西生活安全部参事官

自主防犯ボランティア団体のグループの活動ということで、先ほどもご説明しましたが、平成15年当時は2団体64名でしたが、その後増えて、昨年12月末現在、234団体2万4,957名を数えています。

進藤委員

先ほど中込先生の質問にもありましたように、犯罪が減ってきてほんとうによかったということで、私たちもほんとうにうれしく思っていますが、このようなボランティアの方々のネットワークなど、それぞれの地域での様子を意見交換してより効果的に高めていこうという手段は何か講じているのでしょうか。

門西生活安全部参事官

安全なまちづくりを推進するため、自主防犯ボランティア連絡協議会の設立の目標が設定されています。自主防犯ボランティアの皆さんには追いかけて事犯や不審者の通報、あるいは登下校時の児童生徒の見守り活動、通学路の安全パトロール活動の積極的な活動と協力を得たいというところですが、警察としては、自主防犯ボランティア活動の定着化と息の長い、幅広い活動が県下全域で展開されるよう、各警察署または自治体単位での自主防犯ボランティア連絡協議会の設立に努めています。

進藤委員

ありがとうございます。そういう連絡協議会をもうすでに開いているわけですね。そういう中で、実際に事件に至らなかったけれどもそういう不審者が出たということが町の中で放送される場合もありますが、そのような事例が話し合われたことはありますか。

門西生活安全部参事官

県警察では、これまで自主防犯ボランティア団体のリーダーの方々にお集まりいただき、リーダー研修会や意見交換会等を随時開催してきています。そうした中では、皆様方から日ごろの活動事例について発表していただいています。先ほど申し上げました追いかけて事犯や不審者といった内容についても話し合われています。

進藤委員 毎日のように実際にボランティアをなさっている方々が、どのような感想を持っていらっしゃるか、その点はつかんでいらっしゃいますか。

門西生活安全部参事官

先ほどお話ししたリーダー研修会や意見交換会の中で、例えば学生ボランティアの方もいらっしゃいますが、子供に頼りにされ、より励みになったとか、自分自身がしっかりしていなければいけないと考えるようになったといった意見や、保護者のお父さんやお母さん方からは、パトロール中に子供からあいさつされるようになったとか、活動が活発化されて、理解者や協力者も増え、自信と勇気が出たという意見も感想において出ています。

そのほかに老人クラブの方にもご協力していただいていると思いますが、お年寄りの方々からは、毎日が楽しく新たな生きがいとなった、地域への貢献が実感できる、これからも老人パワーを発揮したいといった積極的な意見、感想も伺っています。

進藤委員

ボランティアの方からボランティア自身の喜びの声をいただいてほんとうによかったと思います。というのは、こういうパトロールの方々やお巡りさんも優しく、いつも見守ってくれているという温かみを感じられるからです。地域の方々と毎日触れ合いながら、僕たちをこういうふうに優しく見守ってくれるんだなという優しさをいっぱい受けながら、いろいろな昔の話も聞いたり、子供に質問したり、子供の素直な声も聞いたりしながら、和気あいあいと地域の子供たちを知っていただいたり、地域の大人と触れ合ったりしながら温かい気分になっていきます。小学校時代の、小さいころから人間の温かみを感じて、地域の人と仲よしになることが犯罪を生み出さず、地域の子供たちが非行に走らない明るい子供たちに育っていく源になると思いますし、悪い人がその地域に入ってくるという感じもします。非常にとてもいい活動だと思いますので、さらに輪を広げながら、まだそういう活動をやってらっしゃらないところにも広めていくようにしていただきたいと思いますが、今後の活動についてのご意見を伺います。

門西生活安全部参事官

まさに先生のおっしゃるとおりです。警察としては、今後の自主ボランティア団体の支援と活動の活発化を図っていきたいと考えています。

金丸委員

さきほどの続きでもう1回、お聞きしておきます。先ほどの駐車禁止除外標章の交付の件ですが、隣接県などとも今後、機会をとらえて協議していただいて、その上でこの課題については、見直しとは表現しませんが、ご検討いただけると理解してよろしいかどうか伺います。

望月交通部長

先ほども交通規制課長がご説明申し上げましたが、昨年の9月1日に公安委員会規則が改正になり、現実に下肢障害をお持ちの方で改正後に除外対象にならなかった方がおります。これまで、いろいろ私どもとしても事情をお伺いしています。3年間の猶予がありますが、委員のおっしゃるように3年間、ゆっくり待っているわけではありません。他県の状況や隣接県の状況を踏まえて、先ほど申し上げたように各県ばらばらだといろいろ支障もあることもご理解いただいたと思いますけれども、その辺を踏まえながらしっかり検討していきたいということでご理解いただきたいと思います。

主な質疑等 知事政策局・企画部関係

所管事項

質疑

(ふるさと納税制度の概要)

中込委員

ふるさと納税制度についてお伺いします。ふるさと納税制度というのは多分、子供のとき、ふるさとで育てられて、そこを出て行って大人になって、社会に出て活躍されている人が多数いるということで、本来、そのときのかかった税金等を考えると、ふるさとが担うだけでなくもいいのではないかとこの地元の要望と、また出ていった人たちがお世話になったという意味で、自分のふるさとに税金を納めるという2つの思いでできたものではないかと思っていますが、この考えでよろしいのかどうか伺います。

藤江政策参事

ふるさと納税制度創設の考え方についてご質問がありました。まさにご指摘のとおり、都会に出ていった方が地元で成長する際に負担した教育や福祉のコストに対して何らかの還元ができる仕組みはないかという地方団体の首長からの声や、あるいは自分の生まれ育ったふるさとに貢献したいという都市で生活している納税者からの声を受けてこの仕組みづくりの検討に入ったと聞いています。

中込委員

本来、国の今までの中では地方交付税があり、都市と地方との格差の均衡を図るものですが、ふるさと納税との関係において、これは地方交付税制度が機能していなかったからなのか、また、ふるさと納税によって地方交付税が減らされると私は勉強しましたが、これでよろしいのかお聞きします。

藤江政策参事

税制度の詳しい仕組みについては細かくご説明できませんが、地方公共団体間の財源の不均衡、不平等を是正する仕組みについては地方交付税制度という制度で行われるということであり、今回の寄附制度においては、そういった税源の偏在化の是正や格差を是正する目的で制度化されたものではないと承知しています。

中込委員

私も細かなところはよく勉強していないのでわかりませんが、いずれにしても税金においても地方と都市との格差が出ています。であるならば、この制度はすばらしい制度であって、寄附という言葉からいうと寄附者の自主的なものに依存していますし、県としても寄附という言葉を使い、ふるさとやまなし応援寄附金という形にしていますが、寄附という言葉ではなくて、ほんとうにこれを利用して山梨の財源を、そこまでいなくても積極的にこれを活用しようとしていくべきなのか、あくまで寄附としての自主的なもので進めるのか。基本的な考えは今どのように持っているのか伺います。

藤江政策参事

これについては、あくまでも寄附ということで、寄附される方の思いによるところが非常に大きく、特に寄附の目的や寄附金額の目標は定めていません。そういう中で、あくまでも寄附される方の思いを強めていただく形で周知を進めていきたいと考えています。

中込委員

私はまだ議員になって1年生で、去年1年、いろいろな施策を勉強する中で、国の施策があり、県がそれを具現していくときに、ほんとうにすばらし

いから頑張ろうという施策と、現場のことがわかっていなくて国は何をやっているんだ、でも国が言うことは聞かなくてはいけないからやるという施策を見てきて、ほんとうに県のために国の施策をいいと思って情熱を持ってやっていくものと、情熱はないけれども一応、お茶を濁すという言葉は変ですけども、きちっとやるんですけれども、魂がこもらないものも見えました。これは私のうがった見方かもしれませんが、このふるさと納税という本質を考えながら、寄附という言葉ですけども、県として県のためにほんとうにいい施策と思っておられるかどうかお聞かせください。

藤江政策参事

この制度においては優遇措置の対象となるのは先生がおっしゃるように寄附金です。寄附は寄附される方の気持ち、思いによるものですので、先ほども申しましたとおり、目標額は設定していませんが、ご指摘のように多額の寄附が集まればそれだけ大きな効果がありますので、現在、周知を進めています。周知に当たりましては、効果的に行うために山梨を応援したい、山梨に貢献したいという思いを持っていただいているだろうという方々に対して、より強い思いを持っていただけるように重点的に取り組んでいきたいと考えています。

中込委員

私は、施策を実現していくために一番大事なのは最初に思いが大事だと思っています。その思いがなくして具体的な施策も行動も出てこないというのが私の持論であり、まず思いを明確にすることが大事で、この施策は都市と地方との格差を是正し、あるいはいただいた寄附金を県のために使うという強い思いが必要かなと私は思っていますが、その辺をご検討いただければと思っています。

では、具体的にパンフレットをつくられましたので、勉強させてもらいましたが、ふるさとやまなし応援寄附金をつくられて、これを具体的にどのように周知し、どのようにやっていかれるのか。まだこれは今年の1月1日以降に始まった制度ですから、早急に結果をどうのこうのというのはありませんが、将来に向けてどのようにやっていこうとしているのか。また、今はまだ短い期間ですが、成果はどのくらい出ているのかお聞かせください。

藤江政策参事

今後、どのようにPRを行っていくかですが、先ほども申し上げましたが、PRに当たりましては山梨を応援したいという気持ちをふるさと応援寄附金の形で生かしていただくために、そうした思いを持っていらっしゃるだろうという方々、特に本県の場合、山梨出身の方や山梨に住んでいらっしゃる方といった、ゆかりのある方々に対して重点的に働きかけを行っていくことが効果的ではないかと考えています。

寄附制度が拡充されて寄附がしやすくなったことについては、これまでホームページを立ち上げて運用の中で周知を図ってきましたが、引き続きホームページの運用とリーフレットの配布を通じたPRを中心に、東京、大阪事務所も活用しながら制度の周知を図っていきたいと考えています。引き続き、山梨ゆかりの方に働きかけるとともに、本県には別荘地も多いため、県内に別荘地を保有される方へのPRも検討していきたいと考えています。

中込委員

成果は。

藤江政策参事

成果ですが、現在、納付していただいた実績が1件2万円です。それに合わせて、現在、寄附の申し出をいただいている方が3件です。件数は今のと

ころ予定も含めて4件ということで、実際に納付をしていただいている金額は2万円になっています。

中込委員

半年近くたって現実には2万円ですね。これは県への寄附ということもあるでしょう。普通にパンフレットをつくって、県人会等を通じたり、インターネットで推進する費用等を考えたときに、一般企業とか一般の感覚で費用対効果を考えれば、成果が出なかったときに赤字の施策じゃないかということになるわけです。今、一生懸命努力されているということで軽々に判断できませんが、ただ、その辺のことを一般企業的な考えでやると、徹底してやるならば県のためにすごくいいことです。しかし、中途半端であれば赤字になるのではないかと私は危惧しますが、その辺のところをお考えになって、大事なことであるし、パンフレットをつくってやるときに、寄附ですから寄附者の心に訴えるわけですね。

ところが、私がこの制度を勉強したときに、細かな点は別として大まかにですが、10万円寄附して、実際には1万円だけ出せば山梨県に10万円寄附できます。あとの9万円は確定申告をすれば次の年度に戻ってくるという制度ですから、普通、感謝の気持ちはあっても実際の行動がなかなか面倒になってできません。ここにまた実現、実行が難しい問題があると思っています。私が先を考え過ぎなのかどうかしれませんけれども、この辺のところをよく理解されてやるべきかと思しますので、その辺のところを、少し費用対効果の面ではどうかと思っていますが、お考えをお聞かせください。

藤江政策参事

費用については、予算に計上してPR費用等を執行していますが、このPRに当たって効果的にPRが行えるように、現在一生懸命取り組んでいます。確定申告の手續等については、税制上の仕組みとしてそういう手續をとらなければならないということで、こうした煩雑な手續などと思われるようなことがあってもなお応援しよう、貢献しようという山梨への思いが沸き上がるような制度の周知を一生懸命、図っていきたいと考えています。

中込委員

まだ始まって半年の制度で、納税は1月1日からですね。

藤江政策参事

4月30日に改正地方税法が成立して、5月1日から受け付けを始めていますが、制度自体の周知は2月から行っており、ホームページも立ち上げて、2月からですので既に5カ月はたっています。

中込委員

まだ制度の歴史がないので今後の問題ですが、私は県外に出ていましたから山梨に対する郷土愛がありまして何とかしたいと思いました。だから、できるかできないかはわかりませんが、せっかくいい制度ですから、県民が、自分の親戚が来たとき、例えば私の弟とか兄が、あなたも山梨県で育ったんじゃないか、こういう制度があるからという県民を挙げてやるぐらいの、山梨を愛するという情熱を持って、結果としてそれが寄附につながるというものを、県民で運動まで持っていったらどうかと思います。これは将来ですから、性急に今日、どうのこうのではありません。回答は要りませんが、将来を見据えて、どんどん寄附金がかかるようであれば今の施策でいいのですが、もし来ないようであれば、県民を挙げてほんとうにこの制度を利用すべきという考えを持っていますが、もしそういうことを参考にさせていただけるなら、結果を見ながらお願いして質問を終わります。

金丸委員 中込委員から出されたふるさと納税制度についてですが、先ほどの質問の中で、10万円の1万円という話がありましたけれども、それはそういう理解でいいですか。

藤江政策参事 一定の限度がありますが、例えば4万円寄附しますと、そのうちの5千円が、適用下限額といって控除の対象にならず、3万5千円が控除の対象になります。したがって、10万円の場合は5千円が控除ということで、限度額、かなり納税されている方になると思いますが、一定の限度にはまらなければ9万5千円が控除の対象になるという仕組みです。

金丸委員 1万円ではなくて5千円でいいということですね。
現状、山梨県の財政も三位一体改革とか、あるいは税収が伸び悩んでいる状況で、税収対策の1つとしては非常に、委員も指摘しておりましたようにいいことだなと思います。もう一方では、もちろんご承知のような歳出の削減を図ってやっていくというのもあるわけで、そういう点で寄附金でも税金でも県へ入ってくるのは同じで、もちろんここでは特定の使い道を明らかにして、そこにこの寄附金は使われていくことになっているようですが、一般会計から出さなくても寄附金で充当すれば間に合うということですから、これは非常にいいなと思います。ただ、住民税ということですから、話にありますように住民税は昔、住んでいたからふるさを思って寄附すると、そこに住んでいる人が恩恵を受ける、受益者負担の上で恩恵を受けるというのが住民税の筋合いかなと片方では思っているということも申し上げながら、せっかくお金を集める方法を国において考えてくれたということだから、最大限活用することがいいことだなと私も思っています。

先ほど話を聞いてみると、現状では1件の2万円で、7月に入って3件の、トータル4件の申し込みがあったということですが、全国的にもお聞きしますと、まだこれはそんなに拡大して、定着している状況ではないようです。そこで、これは寄附金ということですから途中で終わりにすることはなく、ずっと続くということなのかどうか。ただ、寄附金であっても控除の方法があるわけで、所得税については1割を住民税で還元をするということで、5千円だけ余分に寄附を、寄附する人からすれば自腹は5千円痛むだけと。あとはみんな、戻ってくるという理解に立てるわけで、先々、これはずっと定着をしていくのかどうか教えてください。

藤江政策参事 制度的には、この寄附税制控除の税法本則で改正されていますから、これが改正されない限りはこの制度はずっと続くものと考えています。

金丸委員 継続されていくということであれば、そんなに慌てることはないとは思いますが、ただ制度が始まって、これが定着したり拡大していかないと、長期にわたってそういうものが継続されるにしても本物になっていかないと、拡大をしていかないとということにもつながってくると思うので、制度が始まった直後ですので、できるだけ精力的に取り組むことが必要かなと片方では思います。

財政状況の厳しい話をさせてもらいまして、今、山梨県においては企業誘致、観光の誘客などで税収を上げる一方、削減は先ほど話したようなことで、4年間で380億円削減する計画で定員削減もしたり、昨日も議論があった県病院の公務員化から一般独法ということで、公務員の定員削減のお達しに基づいてやろうという話もあります。そういうことを考えてみて、1つは企

業誘致では紹介あっせん料も導入して、企業が山梨県に来てもらえたら紹介料を出そうということになっています。そういうことなどを踏まえて考えると、これを広く呼びかけをすることが大切じゃないか。

そこで、皆さんにしかられるかもわかりませんが、あえて言わせてもらうならば、保険屋さんや貯金屋さんはそれが仕事です。ここにいる皆さん、県庁の職員は県民サービスでいろいろな施策や事務処理をするのが仕事です。所掌されているのはそういうことです。そこで、恐る恐る言わせてもらうとすれば、県の皆さんはもちろん当たり前のことですが、公僕として税収を上げたり、歳出を削減したりとかは当然考えてもらっていると思います。そこで、このふるさと納税制度の関係について、職員の皆さんがどの程度承知して、こういう意識を持ってもらっているかということですが、こう聞いてもそんなことは調査してないという話だと思しますので、あえて言わせてもらえば、このパンフレットに基づいて職員の皆さんが学校の同級生とか、親戚の人とか、知り合いの人とかに、寄附して欲しいというのではなくて、こういう制度があって、実は5千円だけ余計に出せばあとはみんな返ってくると、所得税で5千円を引いた1割。それから、住民税で、あとで確定申告をすれば還付されるということなのでいかがでしょうかという話をしてもらおうような取り組みを知事政策局においておふれを流すなどをご検討いただいて実行に移せるかどうかという点についてお尋ねします。

小松知事政策局長 先ほどから中込先生、金丸先生からお話がありましたように、ふるさと納税制度をせっかく創設しましたので、本県でも5月1日から一生懸命PRには努めていると思いますけれども、おっしゃられましたように知事を先頭に、知事自身は県人会等で真っ先にふるさと納税制度の宣伝しておりますが、我々職員も知事に負けないようにふるさと納税制度を宣伝をしてまいりたいと思っています。

どういう方法で職員に周知するかということは今、言われておりましたリーフレットもありますし、あるいは県のポータルサイトでふるさと納税制度の中身についても掲載し、職員もこれを見えています。知事政策局でも職員にふるさと納税制度の趣旨をもう一度話して、職員みずからふるさと納税制度を、特に県外の人たちに寄附をしていただくように働きかけをしたいと思っています。

大変余分なことかも知れませんが、今、リーフレットをお配りしていますが、ぜひとも議員の先生方にも、後ろに申込書もついていますし、多分、先生方はお知り合いの方がたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひ先ほど中込先生におっしゃっていただきましたように、お知り合いの方にPRしていただければ大変ありがたいと思います。

金丸委員

私たちがみずからそういう取り組みをして、職員にもそういうことを呼びかけてもらうのはどうかという話をさせてもらいました。

これは他県でも同じことをみんな、やっているわけです。山梨県のファンになってもらうと。私は山梨出身だけどどこどこ県がいいということで先につばをつけられてしまうとそちらに行ってしまうということで、これは競争だと思っています。だから、ぜひ先ほどの参事の話のように、別荘に住んでいる人とか、山梨にゆかりのある県人会、大阪、東京の県人会の人たちとかという人たちばかりではなく、広く呼びかけられるような方法をぜひ検討いたしたいと申し上げて、終わります。

高野委員

これは一番先に制度をつくる時には、こういう制度ではないものでしたね。要は法人の中で、いろいろな社長の人たちが山梨県の出身者だとか、例えば山梨に下請工場を持ってるとか、そういう人たちがどうしても決算本社扱いということになると東京の所得になってしまうという意味で、そういうものを地域に出身者がいるところで還元してもらおうという意味だと思っていました。今度は個人になってしまい、今の景気の中で2万円、3万円であっても非常に難しいです。

先ほど話を聞いていると、やっぱり東京事務所の所長や大阪事務所の所長が、さあ、動くときにはどこへ行く、顔見知りはどこだということになると、何とかの大手の企業が山梨県の出身者だから、そこが要するに決算書を出すときに逆に税金ではね返ってくるような形という感覚でいましたが、これは個人の住民税だけれども、例えば法人の場合は法人税には関係してこないのですか。

藤江政策参事

税制の詳しい仕組みについては税務課の所管になりますが、今回のふるさと納税はあくまでも寄附全体の中のうちの、個人が地方公共団体に寄附する部分について寄附税制の拡充を図るということで制度ができたと思っております。法人に関しては、ふるさと納税制度とはまた別の話ではないかと思っています。

高野委員

でも、法人でこういうことができないから多分、個人になってしまったと思いますが、2万円を百人集めても2百万円です。法人の場合は、あそこ出身者が山梨だからといって、それが法人税にどういうふうにかかってくるかわかりませんが、2百万円寄附すると言えば2万円で集めた百人よりも1人で済むという部分があるのではないのでしょうか。

私自身の感覚はあくまでも法人的な感覚でしたから、知事が先頭に立っていましたが、知事が先頭に立って個人にお願いに歩くわけにはいきませんから、それは知事なり、東京事務所なり、大阪事務所なりの所長が今までのいろいろな関係から法人へお願いするという感覚でした。個人で5千円以上という感覚だと、こんなことでさっき言った経費と支出の問題が当然合うわけがないと思いますが、何となくつくってから後、論議するのではなくて、もう少しいい方法をやっぱり考える。例えば法人向けもあったり、例えば個人向けもあったりということができないということでしょうか。

藤江政策参事

今回、周知、働きかけについては、あくまでもふるさと納税制度によって個人が地方公共団体を通して寄附をしやすくなったため、ふるさとに対する思い、あるいは自分が好きな自治体、地域に対する思いを形としてあらわしやすくなったという制度について周知を、PRをしていくということで取り組ませていただいています。

高野委員

これは絶対、法人扱いの話もこの部分で出ていると思います。もし集めるとしたら、2万円ずつ百人集めるよりも2百万円1人のほうが楽ですから。そこにやはり進んでいけない部分が何かあったということでしょう。

藤江政策参事

ふるさと納税制度ができた発端として、地方団体の長からのご意見とか、都会に住んでいる方のふるさとへの思いを形にする仕組みづくりということから始まりましたが、国の議論の中で、今現在の形は個人、都会に住んでいる方ばかりでなく、要するに特定の公共団体に限定せずに自分が納めた

い公共団体に対して行った寄附について控除の対象にしようとなっており、あくまでも個人の思いを形にする場合の寄附についてこの制度が適用されるということで導入されているというご理解をいただきたいと思います。

高野委員

でも、東京のひとり勝ちといった部分があるからこういう制度を考えている部分があるのではないかという気が実際にします。例えば東京へ落ちる税金の量を何となく地域へ落とせば、そっちの税金も還元される部分での設定的なものも、東京のひとり勝ちは許すなという部分のものもあるのではないかと思うからあえて聞いていますが、全然法人的なものへ言及しなくて、さっきから狭い範囲の話だけで、もう少し本当は余裕があるけれども狭い話になったというのではなくて、あなたの話はずっと狭い部分だけで進んでから私にもよく理解できませんが、その辺は今まで、一番基本に携わったところはどこなのでしょう。

藤江政策参事

今の説明がどうしても狭くなっているのは、寄附の目的だと思います。これまで寄附は、要するに個人ではなくて目的に向けて、私が個人的に思うのは、例えば国体などを開催するときに、国体の開催に要する経費を確保するという目的に向けて寄附を募るときには個人、法人問わずに少しでも多く寄附を募っていくということで対応してきて、そういうものが今後出てくればそういう形での対応もあると思いますが、今回の場合は寄附の目的は、こちらでこういう3つのコースを設定して、こういうふるさとにちなんだ事業に対して充当しますということで広く一般の個人に周知を図っている状況ですので、どうしても先生が言われるような、個人のところに行ってしまうということになります。

高野委員

その狭い範囲で行くのであれば、議員も頑張るかもしれませんが、県庁にもたくさん人がいますから県庁の人たちが一番頑張るところから始まらないと順序が違うのではないかと申し上げておきます。

(リニアモーターカーの活用について)

金丸委員

リニアの件ですが、ご承知のことですから経過などには触れません。ただ、リニアの試乗会が中止になってしまっています。それは、JR東海の理屈があって中止になっていることも承知しています。ただ、そうはいつても山梨県でせっかく実験線があって、先行区間があって、今まで乗っていました。これをできれば乗れるようにJR東海に強く交渉してもらいたいと思います。だれか代表質問でも言っていました、小学生などに聞いたところ、山梨県を知っている人がいるかと言ったら半分以下だったという話がありました。富士山はどこにあるかと言ったら静岡県だという話もありました。ということで、リニアを一つのメインに据えて、山梨県にはリニアモーターカーの実験線が通っているというPRをするためには、やはり試乗があればそのことができるということだと思いますし、もう一方では行政関係の皆さんがよその県から山梨県に来て、リニアに乗って、山梨県の視察、あるいは観光に結びつくのではないかと私は思います。そういうことで、走行試験するのにだめだという話はわかっています。それを、だめだという中でありながら、JRに試乗ができるように交渉してもらいたいということを申し上げて、見解があれば出してください。

小林企画部次長

リニアの試乗ですが、これについては今、先生がおっしゃられたとおり、

営業線に向けての仕様を変更するために今の実験線の線路自体を改修するというので、物理的に試乗ができないというのが一番大きな理由です。また、リニアの車両が2台あるわけですが、現在、座席等はすべて取り外して、計測の機器を積み直して走行試験を回数多く行っている状態ですので、現実、ここ何年かの間リニアの試乗が再開されることはなかなか難しい状態です。平成25年度までに実験線全線の42.8キロが完成しますので、その後については、今、先生がおっしゃられたように、特にリニアの試乗会は県のPRのために有効な手段ですので、再開されるように強く働きかけていきたいと考えています。

金丸委員 座席を外したとか、ガイドウエーを取りつけ直すとか、そう言っていることは確かです。しかし、山梨県の希望として、急いでほしいと話をすると、実験線の42.8キロが完成した暁には乗せるように交渉するというのではなくて、現状の中でできるだけ早くリニアに試乗できるように県側の交渉力で話をしろということです。向こうが言っていることをうのみにして、向こうが言っているのを待っているということではなくて、冒頭言ったように行政関係者や観光ということ、あるいは山梨県をPRするところに結びつくことを念頭に置いて、交渉してほしいと申し上げています。交渉できるか、できないかだけ教えてください。

小林企画部次長 県としても、リニアの試乗が中止になってから何とか工事の合間にでも試乗ができるようにという要望は何回もさせていただいていますが、実は実験線の本線を工事のための運搬経路に使ったりということもあり、実際、どうしても試乗はできない事情がありました。したがって、平成25年度再開後の試乗もお願いしてあるわけですが、それ以前にも工事の一区切りがついた段階では何とか試乗ができないかというお願いも今後もしていきたいと考えています。

金丸委員 平成25年ではなくて西暦2025年ではないのですか。

小林企画部次長 リニア実験線については、今の実験線は先行区間ですので、平成25年度までに全線42.8キロの実験線を完成させるということです。また、東京中京圏の営業線全線については2025年までにJR東海が営業運転の開始を目指しています。同じ25年ですので、少し紛らわしいのですが、平成25年と2025年の違いがあります。

金丸委員 いずれにしても、向こうの言っていることだけ聞いているのではなくて、こちらの都合に合わせてさせるような態度で交渉してもらいたいということです。ぜひそこはしっかりやってもらいたいと思います。

主な質疑等 総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

第70号 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

- 採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。
- 第72号 山梨県恩給条例中改正の件
- 質疑 なし
- 討論 なし
- 採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。
- 第77号 山梨県県税条例中改正の件
- 質疑 なし
- 討論 なし
- 採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。
- 第79号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第三条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの
- 質疑 なし
- 討論 なし
- 採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。
- 承第1号 山梨県県税条例中改正の件
- 質疑 なし
- 討論 なし
- 採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。
- 承第2号 山梨県県税条例中改正の件
- 質疑 なし
- 討論 なし
- 採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。
- 承第3号 山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例中改正の件
- 質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を
求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第20-5号 山梨県議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例(第四条)の改正を求
めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(県立病院の定数管理について)

金丸委員 委員長にお断りしますが、教育厚生委員会で県病院の関係についてはもちろ
ん議論していると思います。本会議において、代表、一般などでも議論が
あったところであり、財政と定員にかかわるということで、総務委員会にお
いても議論をすべきものと私は解釈をして発言をさせてもらいたいという
ことです。

浅川委員長 定数問題からの角度ですね。

金丸委員 定員などです。

浅川委員長 どうぞ。

金丸委員 行革大綱の中で病院の職員の定数削減については平成17年から20年
の3年計画で、17年の定数が903人で、22年には860人にして、4
6人定数を削減するという計画が出されています。病院だけでなく、県職員
の総定員数についてはパーセンテージで4.6%の削減率で出されています
が、新たな定員適正化計画では5.6%という数字が出されています。総務
省の定員削減計画では4.6%ということですが、これを県の場合は5.6%
ということで上回っている点について、まず、総務省で提示されたものを上
回っている定員削減の考え方についてのお考えをお聞きします。

芦沢総務部次長 4.6%というのは、国のいわゆる行革法の中で地方公共団体が削減を目

標として設定されています。本県においては、より簡素で効率的な執行体制としていくことが求められていることから、定員適正化計画の策定に当たっては、組織や事業などのあらゆる観点から見直しして、計画策定時点における最大限の純減目標を設定しました。また、経済財政会議からの提言もあり、引き続き抑制を続けていくべきだということもあります。そのような中で、平成22年4月1日の時点では5.6%の削減という形になっています。なお、国では平成23年4月1日については5.7%を目標とするようにという考えが表明されています。

金丸委員 国は5.7%で、山梨県においては23年には6.4%の削減目標と、いずれにしても国の示した削減率を22年も23年も上回っていると理解していいのでしょうか。

芦沢総務部次長 ご指摘のとおりです。

金丸委員 これはもちろんいい悪いというものになれば、スリム化して、財政状況も厳しい中でそれが可能な数字でやっていけるということであれば非常にいいことだと整理してもいいと思いますが、その辺は正直言って大丈夫なのかどうかという点はどうですか。

芦沢総務部次長 現時点の削減等の状況を見る中では、計画どおり達成できるものと考えています。

金丸委員 正規職員の定数を削減して、片方でいわゆる22条職員の雇用を拡大しているのではないかと推測されるわけですが、今、国においても派遣労働法の見直しをはじめとして、ニートやフリーターや派遣労働などを縮減していこうという動きにあると思っていますが、県の場合は22条雇用を一定の横ばいの数字で維持されているのか、それとも右肩上がりになっているのかお聞きします。

芦沢総務部次長 臨時職員数の推移ですが、合計数字で見ますと平成10年が419名、20年度現在で342名という数字になって、10年間で見た場合は減少しています。それから、5年前では388名、現在342名で、年度によって若干の増減はありますが、全体としては減少傾向で推移していると言えるかと思えます。

金丸委員 わかりました。いい傾向だと整理してもいいのではないかと考えています。そこで、冒頭申し上げた県病院の定員の関係ですが、この数字でいくと平成22年までに、17年比で43人の削減になっています。今定例会の代表、一般質問の中で、これから経営形態問題については議論しようということですが、議論を聞いていたり、総務省などの指導の中では、いわゆる一般独法が望ましいと読み取れるような感じになっており、さらには知事の答弁などでももちろんバラ色の話が多くてどうかなという感じがしましたが、もちろん人事の管理、給与をはじめとして、理事長というのか管理者というのか、これに権限が行ってそこでいろいろなことがされることになったと。表現は適切かどうかわかりませんが、そういう状況であり、将来的に仮に一般独法になると公務員でなくなるということですから、定員との絡みでいくと現在の定員数800何人が非公務員になりますので、相当の減少率になっていく

ことなのかと思いますが、この辺はどうなのでしょう。仮定の話ですが、一般独法になったときは当然、そうなると思えばいいのでしょうか。

芦沢総務部次長 仮定の話ということですが、一般独法化された場合には、ご指摘のとおり公務員ではなくなりますので、定員管理の中からは外れることになります。したがって、その時点の中央病院なり、北病院、県立病院の職員定数がどうなっているかわかりませんが、その人数については数字の上では削減されたという形であらわれてくると思います。

金丸委員 定員適正化計画については、将来的にそういうことになっていった場合は国の削減率をさらに大幅に上回るようになるのでしょうか。計算していないのでわかりませんが、1割以上ぐらいになると思われそうですが、そういう理解でいいのでしょうか。

芦沢総務部次長 ご指摘のとおりだと思います。ただ、具体的割合等については計算していませんので、またその時点での定員等はわかりませんので何パーセントかということまでは申し上げられません。

金丸委員 いずれにしても私は定員との絡みというのは今度の経営形態の流れの中では非常に大きいのではないかと思います。昨日、土橋委員も赤字という問題をとらえて一般質問などをされていましたが、定員削減という流れで来ています。ただ、これだと正直言って定員を純粋に減らすのではなくて一般独法化されることによってこっちに移るだけになります。一般会計からは、昨日もあったように繰り出し金が多少、充当されて病院は経営されていくと思いますし、そういう点で数字上は、病院の減員が定員削減になるわけですが、私は定員を減らせるための方策として病院の独法化という流れがあるようにも思いますので、その辺の整理はどのようにすればいいのでしょうか。

芦沢総務部次長 県立病院の定員削減の考え方の中には、独法化による削減という考えは持っていませんので、それをカウントせずに必要な削減を行うという計画です。ですから、委員ご指摘のように、目標を達成するために独法化をするということではないと考えています。

金丸委員 そういうことではないということですが、中身の問題はここの議論ではないと思いますので触れません。いずれにしても県病院の経営形態の見直しで定員とは関係ないとのことですが、その辺は私は理解していないということだけ申し上げて終わります。

(地震防災対策について)

進藤委員 地震対策について伺います。先日、新聞にも載りましたが、岩手・宮城内陸地震に関して、本県の地震対策が万全なのかなと思います。自分の地元のいつもやっている防災訓練を見ていて、マンネリ化しているような感じであまり切迫感がなくやっているの、そんなことでいいのかなという不安も感じますのでいろいろお聞きしたいと思います。

まず内閣府で発表した大地震の場合の孤立してしまう市町村というか、集落が1万7,000あるというデータが出ていますが、山梨県の場合、孤立が想定されるような、懸念されるような集落が幾つぐらいあるのか教えてください。

窪田消防防災課長 内閣府での調査は、平成16年の新潟中越地震の後の17年に内閣府で基本調査したものだと思います。それによりますと、一定の農業集落のような定義があります。それから、孤立の定義でその集落へ行く四輪自動車用の道が1本あり、そういう道が土砂災害等で通行どめになって不便になるという条件のもとでの数字になりますが、県内の場合はおおむね500カ所ぐらいあります。

進藤委員 孤立した場合に、非常電話、衛星電話が電池切れになっていて非常に困ったという事例が報告されていたわけですが、本県においては衛星電話や非常通信手段がどの程度、整備されているのか伺います。

窪田消防防災課長 さきほどの調査の項目の中ですが、一応、衛星携帯電話の通信について、約2地区ぐらいは持っています。

進藤委員 2地域ですか。

窪田消防防災課長 2地区です。

それから、防災用の無線電話が10地区と簡易無線約60地区、それから、消防団員が連絡通信用に持っている無線は、約300地区ぐらいのところを持っています。合計すると75から80%ぐらいのところは何らかの通信手段を持っている結果となっています。

進藤委員 今、通信設備が約80%ということですが、現在、それを整備していくために何か方策は立てているのでしょうか。

窪田消防防災課長 災害が起きたときにはやはり被害の状況を市町村に連絡するにしても、市町村から集落に連絡するにしても、やはり通信手段がしっかりついているのが基本ですので、その点については市町村にやはり情報通信をしっかりしなければだめだということで整備についてはお願いしています。

進藤委員 集落で災害が起きたときに皆で避難するための耐震性のある避難所が確保されているのかどうか、その充足率と非常電源がどのぐらい確保されているかお聞きします。

窪田消防防災課長 おおむね25%ぐらいが避難所の耐震整備が済んでいます。残り75%ぐらいは耐震整備が不十分、またはなかったり、不明という回答になっています。また、非常電源のことですが、数字で申しますと17地区に整備されています。残りについてはやはり不十分だったり、不明という回答になっています。

進藤委員 やはり一番必要なのは水や食糧で、一番もとになるのは各個人がしっかりしなくてはいけないと思いますが、県としてはどのぐらいとか、市町村の段階でとか、あるいは集落ということで、水や食糧の備蓄の状態を教えてください。

窪田消防防災課長 まず県の備蓄の状況ですが、非常食として1万食、非常用の水ということで1万リットル、約10トン備蓄しています。これは主に職員向け、災对本

部などがあつたときに職員が使用する形で用意しています。それから、市町村の状況ですが、おおむね総数で9千9百トンの用意ができています。集落については飲料水の備蓄が約5%、食糧の備蓄があるところが約8%の数字になっています。なお、個人の家庭については、今回、調査項目に入っていないので、把握していません。

進藤委員

孤立が懸念される集落において、もし孤立した場合にヘリコプターをお願いしなければならないと思います。各市町村にはそういうヘリポートのようなものがあると思いますが、集落となると大変ではないかなと私は想像しますので、どんな状態なのか伺います。

窪田消防防災課長

やはり災害が発生し、特に孤立したときは、やはり今回の岩手・宮城を見ましても、ヘリコプターが重要なかぎを握るということです。内閣府の調査によりますと、約1割のところにヘリコプターがおりるところがあるという回答になっていますが、本県全体を見ますと、そういうときを想定してヘリの駐機場を確保するという意味で、県内の総計では150カ所近く、ヘリコプターがおりるところを確保しています。

進藤委員

備えあれば憂いなしで、どうしても地域によっては、一度、災害を体験したところはほんとうに真剣に考えているようですが、そういう経験がないところはどうしてもまだ対岸の火、火事のような感じでなかなか備えがうまくできてない家もあるし、しっかりやってある家もあるという形で、災害が実際に起きたときにそういう差異が非常にはっきりしてきたということを情報などによっても感じます。そういうことをしっかりふだんからやっておかないといつ起こるか、ほんとうに最近では地震が多くて危険性を感じるわけですが、これから県はどのように、いつ起こるか分からない地震に備えての対策をとっていかれるのかお聞きします。

窪田消防防災課長

防災対策といえますと、やはり自分の身は自分で守っていただくのが基本だと思います。それから、自分の身を守った上で地域の方々、要するに集落とか自治会単位で共助といえますか、皆さんで助け合う。それから、県や市町村でやる公助ということで、やはり3者がうまく連携して初めて防災対策は成り立つものだと思います。

やはり県民の皆様が一番気をつけていただくのは基本的には3日間の食料、水等の備蓄をしていただくことです。3日ぐらいたてば外からの応援も来るということで、最低3日間の水、食料、衣料品などの準備をしていただきたいということが一番基本ですので、それについては昨年度は防災のチェックリストを全戸配布して、非常持ち出し品や備蓄品はこうだったというチェックもして、年に一度でもいいから家族で、災害が起きたときには避難所はどこに逃げればいいのか。学校へ通っているのであれば、通学に危ないところはどこがあるのかということをお話し合ったりする機会を設けてくださいという形でチェックリストを配布して、普及啓発に努めました。

今後についても普及啓発はやはり大事だと思いますので、今年度についても、昨年度とは少し変わるかもしれませんが、防災、防犯という観点からチェックリストを配布し、守っていただく基本的なことについてもまた普及啓発していきたいと考えています。

市町村についても、やはり直接実施していただくのが市町村という形になりますので、孤立集落などへの対策も含めて防災対策が推進できるよう連携

をとりながら進めていきたいと思っています。

進藤委員

ほんとうにみんな、何かあったときはあっと思いますがすぐ忘れてしまいます。それでいつも、防災訓練の日になれば慌てて参加したり、参加しない家もあってなかなか真剣になりませんが、いかに真剣にほんとうのことを想定して訓練をしていくか。訓練が効果的にいくように、また防災の日を目指して防災月間や防災週間のような形で、自分の家の防災の備えがしっかりできているか点検したり、みんなで地区を点検したりという活動をみんなが進めることを県でももう少し強力で呼びかけていただければいいと思いますが、そんなことを希望して終わりたいと思います。

その他

- ・ 総務部長から職員の不祥事及び不適切な事務処理について謝罪があった。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 来る9月2日から9月4日の予定で県外調査を実施すること及び場所等については追って通知することが了承された。
- ・ 6月2日に実施された県内調査の結果について議長あてに提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 浅川 力三